

## 戦時期における女性の工場労働と保育

### 女工と銃後女子勤労要員を中心に

金慶玉

#### はじめに

1937 年から 1945 年までの総力戦体制期の日本では、戦況の悪化のなかで、男性の代替労働力として女性の役割を強調し、未婚だけでなく既婚の女性も労働力として動員を求められていた<sup>1</sup>。しかし、既婚の女性を労働現場に呼び出すためには、まず解決しなければならない問題があった。それは、保育施設等を設けて育児という女性の役割を社会化することであった。1924 年に農繁期託児所を含む季節保育所が 48 ヶ所、常設保育所が 147 ヶ所設置されていたが、1944 年には 50320 ヶ所、2184 ヶ所とそれぞれ増加した<sup>2</sup>。この数字からもわかるように、保育施設は女性労働力を動員するために戦時厚生事業の一環として設けられ、急速にその数を伸ばしていく。また保姆という職業も、育児という伝統的な女性の仕事に加え、時局下の国家的使命という名目の下で保育施設の設置とともにその必要性が唱えられ、短期養成課程などを通じて緊急養成も行われた<sup>3</sup>。

戦時期の女性労働に関しては多数の先行研究がある。そのなかでも堀サチ子は、女性労働政策に焦点を当てて雇用労働者としての既婚女性の労働政策と実態を検討し、日本政府が表面的には既婚女性の勤労動員を否定しながら、実際は託児所の増設、学童保育、深夜業復活などの労働力の動員政策を行ったことを明らかにした<sup>4</sup>。しかし、戦時期における女性労働と保育施設に関する研究はそれほど多くない<sup>5</sup>。特に、厚生省傘下の東京国民職業指導所において実施された銃後女子勤労要員制度に関する研究は見当たらない<sup>6</sup>。

しかし、銃後女子勤労要員制度が東京国民職業指導所という官の主導により、1940 年に労働力不足の対策として取られた既婚女性の労働力動員制度であることは大きな意味がある。本稿はこのような女性労働に関する研究状況に照らしつつ、当時軍需工場として防毒マスクを生産した日本化工株式会社工場託児所を例として取り上げてさらに銃後女子勤労要員制度について深めていく。日本化工株式会社は不足した労働力を補うため、銃後女子勤労要員実施要領に沿

つて設備を整え託児所を設置し、既婚の女性を労働に就かせた。ところが、もともとその工場で働いていた既婚の女性労働者（女工）は、その工場附属託児所に子どもを預けられなかつた。預けることができたのは、1日5時間だけ働く、新たに呼び出された勤労要員の女性だけであつた。経済的な理由やさまざまな事情により働くを得ない女工が工場託児所を利用することは拒否されていたのだ。それはいかなる理由によるものであったのか。

本稿はこのような事実を踏まえ、1940年3月に東京国民職業紹介所により新しく施行された銃後女子勤労要員制度を考察し、同じ工場で、また同じく子どもを抱えている既婚の女性労働者として働いた女工<sup>7</sup>と勤労要員はどのような待遇の差があつたのか、その背景には何があつたのかを明らかにしたい。また、銃後女子勤労要員実施要領に沿つて設置された工場附属託児所が家庭領域の女性の仕事であった育児への要求を十分に満たしていたのか、それとも一時的な要求を満たすに過ぎないものであったのかについても論じる。

その際、分析対象として主として、『本邦保育施設に関する調査』にあげられている日本化工株式会社附属託児所を取り上げる。『本邦保育施設に関する調査』は中央社会事業協会社会事業研究所と恩賜財団愛育会愛育研究所が、常設保育施設の現状と実情を明らかにして施設標準を作成し、保育制度刷新の参考に資する目的を以て、日本内地にある常設保育施設を1940年から1942年にかけて調査した結果である<sup>8</sup>。

## 1. 日本化工株式会社附属託児所

ここで取り上げる日本化工株式会社附属託児所は、社会事業法による託児所ではなく、また幼稚園令による幼稚園でもない。ただ単に託児所という名称を付けているだけであり、その設置の根拠は銃後女子勤労要員実施要領である<sup>9</sup>。本節では日本化工株式会社附属託児所の設置と展開を追いながら、保育という点において当時の勤労要員と女工にどのような立場の差があつたのか、そこからどのような問題が発生したのかを分析する。

### 1) 日本化工株式会社附属託児所の設置と展開

日本化工株式会社工場託児所（以下、日本化工託児所と略す）は、日本化工株式会社により東京市板橋区板橋7丁目301番地に設置された工場附属託児所である。この地域は「旧い宿場の名残りいはゆる『岩の坂』の有数な貧民街であつたが近時附近一帯新興の工場地区となりやゝ

(ママ) 面白を新たにしてゐるところであった<sup>10</sup>。1938年10月23日、日本化工株式会社は「発火、同工場三棟（百二十坪）を全焼」し、工場を新たに建設した<sup>11</sup>。日本化工託児所は1940年3月に銃後女子勤労要員制度を設けることにより、実施要領に沿って最初工場の一隅を託児所として使用していたが、1940年10月工場敷地の一隅の傾斜地にバラック造りの獨立舎を設けて移転させた。託児所は周辺に空地と多くの樹木もあって工員らの憩いの場となっているところに位置し、敷地75坪と建坪34坪の託児所には28坪の保育室と便所、廊下があり、41坪の戸外遊戯場には2坪の砂場が備えられていた。屋外の設備にはブランコ（立）と椅子ブランコが一つずつ、水平梯子一つと下駄箱などが、室内には滑り台と絵本、長腰かけ、積木代用の長机と12畳の畳の間や弁当棚が用意されていて、十分とはいえないが、建物自体は70人から80人の乳幼児を収容する予定で造られていた<sup>12</sup>。しかし、1941年5月の時点で「理想的託児所建設設計画中」だとするが<sup>13</sup>、バラック造りの同託児所は約2ヶ月間臨時に夜間のみ女工の宿舎として使われていたこともあり、この調査の時点である1942年7月にはまだ建設されておらず、倉庫として使用する必要性から別棟新築の青年学校教室に移転させようという案もあった。表1-1は日本化工託児所の保育日課である。

表1-1 保育日課

午前		午後	
09:30—10:30	点呼、遊戯、唱歌	12:30—14:00	自由遊び
10:00—11:30	自由遊	14:00—14:40	手技、紙芝居
11:30—12:00	手洗い、昼食用意	14:40—15:20	顔、手、足洗い
12:00—12:30	昼食	15:30	お帰り

出典：中央社会事業協会社会事業研究所・恩賜財団愛育会愛育研究所『本邦保育施設に関する調査』、1943年3月、561頁より作成。

冬の保育時間は午前10時から午後3時まで1日5時間であり、その他の季節は午前9時30分から午後3時30分まで1日6時間であった。保育内容は幼稚園の行事に準じているとあるが、実際どのように行われていたのかは不明である。ただ、子どもたちに健康保育として食前と帰宅前に手洗いやうがいをさせている。また、子どもに病気が発生した場合は「急を要する

時は母親を呼び、帰宅せしむ、大した事ない時は、母親の帰る時刻まで受託手当して」工場の看護婦による治療も行っている<sup>14</sup>。家庭との連絡としては朝夕の送り迎えの時にプリントによって通知していたが、子どもの親と保姆が顔を合わせることはなかった<sup>15</sup>。在籍児童数は表 1-2 の通りである。

表 1-2 在籍児童数 (1942 年 7 月、単位：名)

	満 2 歳	満 3 歳	満 4 歳	満 5 歳	満 6 歳	計
男	2	6	9	11	8	36
女	3	11	14	12	5	45
計	5	17	23	23	13	81

出典：前掲『本邦保育施設に関する調査』、561 頁より作成。

70 人から 80 人の収容予定の同託児所の在籍児童数は 81 人となっている。母親が勤労要員である、満 2 歳から学齢前までの幼児なら特に調査や検査もなく隨時に受託することができる。しかし、家事や事故などの事情による母親の欠勤が多いため、それによる子どもの欠席も多く平均出席率は 44.4%で 1942 年 7 月現在も隣組防空練習のため、また国民学校休暇に入ったため、欠席が多いとある<sup>16</sup>。大多数の在籍児童が工場附近の居住地から来ており、最も遠いものが徒歩約 10~20 分の距離で、電車やバスの利用者は 2~3 名に過ぎなかった。家庭の職業をみると、父の方は 8 割が同工場の職工で、2 割が小商工業であり、母の方は全員同工場の勤労要員であった<sup>17</sup>。

表 1-3 からも見られるように、託児所の職員には資格がある主任保姆 1 人と保姆助手 3 人、兼任として工場担当の看護婦 2 人がいる。保姆助手の夫は同工場の職工で、助手らも女工員希望者から採用されていた。また、託児所での保姆の勤務時間は午前 7 時より午後 5 時までで、それ以外の時間には手当が出るので用事がなくとも居残りをすることがあると記されている。保姆の給料は工員のように日給制で時間割手当があるため概算となっていた<sup>18</sup>。

## 2) 日本化工株式会社附属託児所の保育上における問題点

表 1-3 託児所の職員 (1942 年 7 月)

職名	主任保姆	保姆助手	保姆助手	保姆助手
年齢	34	37	28	24
学歴	保母伝習所卒	尋常小学校卒	尋常小学校卒	尋常小学校卒
経験年数	5 年 4 ヶ月	2 年 4 ヶ月	1 年	1 ヶ月
資格	幼稚園保母	無	無	無
配偶	有	有	有	有
給料	約 50 円 (日給 161 錢)	約 45 円 (日給 122 錢)	約 35 円 (日給 98 錢)	約 35 円 (日給 90 錢)
その他	子供 4 人有	子供 1 人有	妊娠中	子供 1 人有

出典：前掲『本邦保育施設に関する調査』、560 頁より作成。

工場附属であったこの託児所には「保育内容は幼稚園の行事に準ず」とあるが、実際の保育については「工場側の保育そのものゝ考へ方は「怪我をさせずに囲いの中に入れておけばよい」という程度で、人的にも物的にも充分な設備がされてない」という問題点があった。このような実態は当時の工場附属託児所の「一般的な現状」で、もっと「悪い状態のものは更に多く、良いものは少」なく、日本化工託児所は「現在の日本に於ける平準的な型」であった<sup>19</sup>。それでも日本化工託児所では資格と経験がある専門的な主任保姆がいるので設備における多少の不備を補うことができたが、他の大半の工場託児所では、「女工員又は勤労要員中より選ばれた保育経験者が保姆として配置されてゐるので、その保育内容はまことに至らざるものがある」というのが事実であるという。当時の工場附属託児所の状況について谷野せつは「それは如何にも『不備』の一語につきてゐる。主な労働力を既婚婦人に得てゐる工場であつてさえ、託児施設を伴ふものは極めて稀れで、一般に官業を除いては、殆ど省みるに足るものが、見出されない有様」であったと述べている<sup>20</sup>。

また託児所を利用している勤労要員の事情による欠勤や移動が多いため、「託児も欠席、移動が甚しいので、一貫した保育の効果が挙げられない」という問題点も抱えていた<sup>21</sup>。最初から勤労要員を募集するための設備として想定して設置されたので、託児所の設置 2 年 4 ヶ月の間に 546 名の移動者が発生し、子どもの平均保育継続期間は約 6 ヶ月という短い期間となっていた<sup>22</sup>。何よりも、「飽くまで母親の仕事が主であるため、託児所の立場は附隨的なものであり、母親に対する指導、働きかけが為し得ない」という保姆の悩みについての記述は、同託児所の保育の実態がどのようなものなのかが推測できる部分である。実際、「夕方工場が退けたら、もう工場の中には一歩も入れない」状況なので母の会や料理講習会などの一般託児所ではしばしば行われる催しすらも、同託児所では考えられることであった<sup>23</sup>。

さらに、もう 1 つの問題は、在籍児童の平均出席率が 44.4% という低い比率であるにもかかわらず、勤労要員ではない、一般的な女工は乳幼児を抱えていても工場附属託児所の利用の対象から除外されていたことである。少なくない数の女工が子持ちの母親であったが、工場側では女工の子どもの受託を拒否する理由を受託「時間が長いので、経費がかゝる」と述べた。しかし、最も大きな理由は、勤労要員の場合、託児所完備が採用のための条件として実施要領に示されていたが、女工には工場法があっても託児所完備が義務的な規定ではなかったということであった。このような不十分な法的措置の下で、子どもを抱えている女工は近くの他の工場附近にある板橋方面館<sup>24</sup>などの保育部のような社会事業施設に子どもを預けて工場に通っていた。ただ「家人手の都合のつく乳児約一〇名は毎日、午前九時半、十二時、三時半の三回の休憩時間に祖母又は近所の小母さんに負はれて、この託児所の一隅に参集し、母親の授乳をうけるのであり、この風景は奇異の感なしには見られない」状況であった<sup>25</sup>。

## 2. 女工と銃後女子勤労要員

工場法は労働者保護立法とも呼ばれ、女工についての保護規定があった。銃後女子勤労要員は軍需産業の労働力不足を補充するため、家庭主婦の労働力活用方策として東京市で行った銃後女子勤労要員制度であり、彼女等の勤労は銃後女子勤労要員要領により規定される。それぞれ異なる法的根拠の下で置かれていた女性労働者の保育実態はどのようなものであったのか、さらに、銃後女子勤労要員制度とはどのようなものであったのかを分析する。

### 1) 工場法における女工の保育実態

日本の「工場法」は 1911 年に公布され、1916 年に施行された。工場法では女性労働者は 12 時間以上の就業は禁止となっていたが、業務の種類によって施行後 15 年を限りに 2 時間以内延長することができた。また、午後 10 時から午前 4 時までの深夜業は禁止であったが、それすらも一時作業、夜間作業、そして昼夜連続、また 2 交代に分けて勤務する場合は、深夜業の禁止の対象から除かれた。産前や妊婦の休暇に関する言及はなかったため出産直前まで労働をしなければならない状況で、さらに企業の消極的な姿勢のため工場法が定めた女性労働者に対する規制は無意味なものになっていた。1920 年に設立された内務省社会局は工場法の改正に着手し、幼年の労働者と女性労働者の鉱山坑内労働、深夜業の禁止を中心とした改正案が 1923 年に成立、1926 年から施行された。これにより、女性労働者は午後 11 時から午前 5 時までの深夜業の禁止と、産前 4 週間と産後 6 週間の休暇が保証され、1 歳未満の幼児があるときは申し出という条件付きであるが、1 日 2 回、各 30 分以内の授乳時間も与えられた。

しかし、1935 年長野県が職工 10 人以上の製糸工場 652 ヶ所の工場で働いている妊婦 1,018 名を対象に産前の休養状況を調査したところ、約半数にのぼる 471 名は「産前一日乃至七日の休養で、四週以上に及むだものは僅かに五十四名を数へるだけであつた」という<sup>26</sup>。工場法で産前 4 週間の休養が認められていても、法的強制性をもつ規定ではなかったので妊婦自身が申請をしなければ休養の権利を得ることができなかつたのだ<sup>27</sup>。また、「会社経理統制令」<sup>28</sup>に福利施設としての一定規模の託児所の標準が示されていたが、義務ではなかつたので強制性ではなく、設置と遵守は工場次第であった<sup>29</sup>。それでは、産後 6 週間の休養の実態はどのようにになっていたのか。

表 2 からも見られるように、産後 6 週間を超える 43 日以上の休養日数を取っている人は 225 名である。産前には全体の 5% である 54 名だけが 4 週の休養を取っていたが、産後には全体の 22% が 6 週以上の休養を取っている。なぜ、産前に比べて産後の方に休養の申請が増えているのか。その理由について、谷野は「六週間の休養では、出産による疲労のまだ回復せないので加えて、乳児の哺育に関する新しい負担もあり、工場の労務への関与は、殆ど不可能な状態」だといい、産後 6 週間以上の休養が増えている理由を、出産後の体力の回復のためという点もあるが、哺育の負担も少なくないという点に求めている<sup>30</sup>。

表2 1935年長野県製糸工場の産後休養調査

(単位：人)

工場の規模別	調査工場数	調査女工数	産婦数	産後の休養日数		
				29—35日	36—42日	43日以上
50人未満	364	8,697	388	203	89	77
200人未満	197	23,279	433	228	55	89
200人以上	91	26,590	197	96	32	59
計	652	58,566	1,018	527	176	225

出典：谷野せつ「事変化に於ける工場婦人の労務事情とその保護方策——特に乳幼児保護の基底としての婦人労務者保護に就いて」『社会事業』第23巻10号、中央社会事業協会、1939年10月、21頁より作成。

それでは、工場の女性労働者にとって哺育の負担とはどのようなものなのか。工場法では1歳未満の幼児があるときは、1日2回、各30分以内の授乳時間が認められていたが、女性労働者の工場内での授乳は、必ずしも気楽に取れる休憩時間ではなかった。谷野はある繊維工場で目にしたことを次のように述べている。

其処は女子四百名余りの内、二百名近くは既婚者であり、最近一ヶ年間に於ける健康保険法の出産手当金の受領者が二十四名、其の内十名はまだ出産後、数ヶ月を経ていない母親であつた。ところが、この母親達の授乳状況はまことに悲しむべき有様で、数時間待ちつくしても、工場内でも授乳者は僅かに二名を数へるにすぎなかつた。そこで私は早速、其の事情を調べるために、他の八名のもとに一々面接したところ、其の内三名は授量不足によるためであつたが、他は乳児を工場へつれて來ることの煩雑さから、昼間は人工栄養で間に合はせてゐるといふことであつた<sup>31</sup>。

「乳児を工場へつれて來ることの煩雑さ」とは、日本化工託児所のように授乳時間を利用して乳児が母親の授乳をうけるために、祖母または近所の小母さんに負わされて工場へ來る煩雑なことであった。もちろん、そこには各30分以内の1日2回の授乳時間によって収入が減少することを恐れる母親労働者の経済的な事情があることも当然であるが、さらに、「家庭的、社会

的な事情の及ぼすことも見逃してはならない。それは、家庭に人手が足らないで、乳児を工場へつれて来られないもの、或は工場内職場全体への一般的な気がね、団体威圧等の故に、知らず知らず遠慮してしまふものも、決して尠くはない」という事情が潜んでいた<sup>32</sup>。

またこれは、ただ産後の授乳に限られることではなく、産前産後の休養とも関係があった。工場法では日給 6 割の保証付きの産前産後の休養が与えられていたが、女性労働者にはそれが充分に活用されていなかった。それは休養中には、平常通りの収入が得られないため、無理しても仕事につく女性労働者が多いことに加え、上記で言及した通りに、他人への迷惑という社会的な事情により遠慮してしまうものが少なくないものもあった。

こうしたことを踏まえると、日本化工託児所で乳児が祖母や近所の小母さんに負われて託児所の一隅に参集し、母親の授乳をうけることができたことからは、申請による授乳休憩時間の確保が可能であったということが読み取ることもできるのであり、またそれは谷野の調査によると、確かに他の工場では「奇異の感なしには」見られない風景であったことが分かる。他人と同僚への気遣いから遠慮してしまう状況の中でも休憩時間に自分の子どもを抱いて授乳した女性労働者は、工場という社会の領域にあっても家庭領域の担当者として、育児の担当者として、労働と家庭の二重の役割を抱えていたのだ。

既婚の女性労働者が未婚の女性よりも、体力の限界と家事や育児の負担を抱えながらも就労するということは、家庭経済の基盤である夫の収入が不充分であることや夫の病弱による労働不能など、生活のために彼女たちが働くを得ない状況に置かれていることを物語っていた。しかし、このような家事や育児などの家庭的かつ社会的な問題は既婚の女性労働者に工場生活への復帰の困難をもたらし、女性労働者が出産後退職せざるを得ない一つの原因となっていた。

## 2) 東京市の銃後女子勤労要員制度

日本化工託児所は 1940 年 3 月「工場に勤務要員（一家の主婦で余暇を工場勤労に働くもの、勤務時間は午前十時より午後三時までの五時間）の制」の施行を受け、その実施要領に基づいて設置された。日本化工株式会社のように主婦からなる勤労要員は、1940 年 3 月「藤倉工業会社の品川鮫洲工場に於いて納期に後れてゐる軍需品の製造を取戻す爲に労務者不足対策として採用」されたことがその始まりで、それは日本で「初めての試みであった」<sup>33</sup>。東京職業紹介所婦人部が最初にこの制度を実施に移した 1940 年 3 月に『職業時報』に掲載された勤労要員募集

の趣旨は次の通りである。

時局下労務資源愈々枯渇状態に在るに鑑み曩に政府は国民一般の時局認識と勤労報國の精神に訴え組織的な銃後勤労奉公運動を計画する処があつたが偶々藤倉工業株式会社より右趣旨に基く勤労要員の申込みあり之に対処すべく婦人部に於ては軍作業庁、監理工場等を対象として銃後勤労報國の為余暇を利用して短期間軍需産業に就労せんとする家庭婦人の参加を求め三月二日より三日間新聞広告に依る募集を為したのである<sup>34</sup>。

小学校在学生を含まない14歳から50歳までの女子で、期間は2ヶ月、作業は2班制をとり、勤務時間は第1班は午前10時より午後3時まで、第2班は午後1時より午後6時までで、休憩時間30分を含め5時間制で1日60銭の賃金であった<sup>35</sup>。勤務期間2ヶ月後に自動延長となるこの制度の供出方法は、まず、各出張所に婦人部を設け、担当区域内のそれぞれの求人先に利用方法と趣旨を周知して女子勤労要員を編成することで、東京国民職業紹介所はその統括を行った<sup>36</sup>。

東京国民職業紹介所は、1938年4月1日に職業紹介法改正法案が公布、同年7月1日から施行されて国営に移管し、1941年1月31日に東京国民職業指導所と改称される。その業務においても、以前のように失業救済のため、職業を紹介するにとどまるのではなく、国民全般を対象とする労務配置と指導に及んでいた。銃後女子勤労要員制度は「従来等閑視せられてゐた」「主婦を結集して産業機構そのものに直接喰ひ込み、もつて、血みどろの勤労を要望」する制度で、勤労要員は「やがて行ふことあるべき廣汎な国民動員の先駆者として、注目せらるべき」存在であった<sup>37</sup>。国民職業指導所は、勤労要員が一般の女工とは趣を異にするので、「作業と家事との一致を図らしむる」ように指導をし、待遇においても細心の留意を払うように促していた<sup>38</sup>。

勤労要員は、「神聖なる勤労道場としての尊厳を保たしめる為、一般工場とは別棟又は別室」<sup>39</sup>で作業をし、一般工員との混淆を避けるために胸に「マーク」を附した<sup>40</sup>。また、勤労要員は就業の前にまず入所式を行い、「就業場所毎に班名を附し、各班毎に班長一名、副班長一名を置き、班長、副班長は入所の前後を通じ、班員の自治指導並保護」を行っていた<sup>41</sup>。入所式は、開会の弁をはじめに宮城遥拝、出征兵士の武運長久を祈る黙祷、会社側と工場長への挨拶、東京

国民職業指導所長の糸井謹治（1895～1959）の訓辞、最後に閉会の弁の順で行われた<sup>42</sup>。このような独立作業場、入所式などの一般工員とは違う待遇は、「単に工場自体の募集に依る一般工員でなく、国民職業指導所から選ばれて要員となつたと言ふ矜持を与え」るためで、「工場内の取扱ひも之が異分子扱ひに墮ちないやうむしろ一般工員の模範者として遇する」ことを工場側に求めていた<sup>43</sup>。表3は1941年3月東京国民職業指導所を通して募集された勤労要員の就業状況である。

1941年3月の時点で13工場に1,602人の勤労要員が採用されている。そのなかでも日本化工株式会社は500人という最も多い人数を雇っており、これだけでも日本化工株式会社が当時軍需工場として活況を呈していたことが読み取れる<sup>44</sup>。1941年の4月の時点ではすでに東京市内の約20ヶ所で7,000人の主婦が勤労要員として動員されて市内の軍需工場で働いていた。勤労要員制度の立案者の一人藤倉電線の宮尾労務課長は、1940年12月3日付『読売新聞』で「従来の農村から連れて来る女工システムが行きづまつて都市の家庭に眼をつけたのがはじまりです、家庭に支障のない労働時間と時局産業は姑息な家庭婦人の心構へをがらりと変えた」といい、労務資源の開拓の道を開いた勤労要員制度が定着して家庭婦人の心構えも変わり、真摯な態度で能率も上がっていると述べている<sup>45</sup>。

しかし、勤労要員制度実施後1年が過ぎた時点でその問題点を指摘している記事も1941年4

表3 勤労要員の就業状況一覧

(1941年3月現在)

工場施設名	所在地	就業員数	作業概要	取扱出張所名
藤倉工業株式会社	品川区	350	糊付、穴抜、切取	五反田出張所
東洋製罐株式会社	同	100	ボール箱制作	同所
三共株式会社	同	80	包装	同所
日本化工株式会社	板橋区	500	穴抜、切取	西巣鴨出張所
富士寫眞フィルム株式会社	豊島区	45	包装	同所
田中計器株式会社	大森区	60	製品検査	六郷出張所
オリエンタル寫眞工業株式会社	淀橋区	133	乾板整理・乳剤回収	淀橋出張所
千代田機械製靴株式会社	向島区	15	雑仕事	亀戸出張所

逸見製作所	渋谷区	50	塗工（補助）	渋谷出張所
陸軍衛生材料本廠	世田谷区	19	薬品包装	同所
安立電氣株式会社	麻布区	100	捲線組立	婦人部
藤倉電線株式会社	深川区	100	絲捲換	同部
沖電氣株式会社	芝区	50	捲線コイル巻	同部
計	13 工場	1,602		

(備考) 目下計画中のもの、内閣印刷局、山中電氣株式会社、帝国電氣株式会社、高島屋中工業株式会社、東京イーシー工業株式会社、櫻組工業株式会社等。

出典：山田辨信「銃後女子勤労要員制度」『社会事業』第 25 卷 5 号、中央社会事業協会、1941 年 5 月、56 頁より作成。

月 24 日付『朝日新聞』<sup>46</sup>に見ることができる。最初、勤労要員を希望する既婚女性が働くために工場に来る理由は「(1) 内職よりいゝ (2) 勤務時間が短くてよい (3) 子供をみてくれることなどにひかれて勤める気になる」点にあったが、「しばらくたつと、工場生活が主婦には合はないのと経済問題があまり切実ではないのとで、休んだり止めたりする者が出てくる」という問題点があることを指摘している<sup>47</sup>。勤務中には子どもを預けられるという利点があるため、主婦自身には好評であったが、1 ヶ月で辞める人が 30% に至っていた。言い換えれば、1 人の労働者としては、「勤務状態が不勤で、あまり期待できない現状」があったのである<sup>48</sup>。こうした状況の下、1941 年 5 月 21 日警視庁保安衛生部長は各警察署長宛てに通牒「銃後勤労要員に対する工場法其の他関係法令の適用に関する取扱方の件」を発した。その内容は次の通りである。

### 一、工場法関係

工場の作業に従事する者は職工として取り扱はるべきものなるを以て左記に依ること

- (1) 職工名簿を作成し就業時間、休憩時間は法に抵触せざる様注意せしむること
- (2) 業務上の負傷、疾病に対しては工業主に扶助義務を履行せしむること
- (3) 解雇に当りては懲戒に依るもの外予告を為さしむるか又は手当支給を為さしむること

- (4) 産前、産後若は生児哺育中の女子の就業に付ては、工場法施行規則第九条<sup>49</sup>、第九条の二<sup>50</sup>により就業制限又は休憩時間に注意せしむること
- (5) 乳幼児を有する者の為めに可成託児所等を設けしめ哺育に遺憾なきを期せしむること
- (6) 六十日以上継続使用せらるる者に対しては直に健康保険に加入せしむること

## 二（中略）

### 三、賃金統制令関係

賃金其の他労働条件は一般職工と相異なるを以て別紙要領も準拠し賃金規則を作成せしむると共に賃金臨時措置令に依り申請の手続を為さしむること

### 四、要員の募集に関しては東京国民職業指導所の指導を受けしむること<sup>51</sup>

銃後女子勤労要員は女工と同じく工場法適用の対象となるが、要員の募集は東京国民職業指導所の指導に従い、賃金や労働条件においても一般職工とは異なり、別紙要領に従っている。それは、東京国民職業指導所の統制下にある銃後女子勤労要員実施要領であった。

### 3) 日本化工株式会社の銃後女子勤労要員

日本化工株式会社には 1940 年 3 月の時点で 500 人の女性を銃後女子勤労要員として採用した。ここでは、そのうち 300 人を対象にした調査<sup>52</sup>を通して日本化工株式会社の女子勤労要員がどのような社会的基盤を持っている存在であったのか検討する。

表 4-1 勤労要員の既婚未婚及び託児調査

託児数	夫有	寡婦	未婚	合計
なし	170	30	5	205
1 人	83	3	—	86
2 人	9	—	—	9
3 人	—	—	—	—
計	262	33	5	300

（備考）未婚者は 1.7 弱で、ほとんどの既婚者が家庭の余暇を活用しての勤労であることが伺

われる。

出典：前掲「銚後女子勤労要員制度」、58 頁より作成。

表 4-1 の勤労要員 300 人を対象にしているこの調査では全体の 87%に当たる 262 人が夫を持ち、約 11%の 33 人だけが「寡婦」である。また 300 人の中で、205 人は子どもがいないが、残り 95 人は子どもがいる母親の立場であることがわかる。

表 4-2 からも見られるように、勤労要員は板橋区、王子区、滝野川区、豊島区在住であるが、

表 4-2 勤労要員の年齢と住所

年齢別	板橋区	王子区	滝野川区	豊島区	合計	比率
17 歳以下	1	—	—	—	1	0.3
18-20	1	3	—	—	4	1.3
21-25	8	12	—	1	21	7.0
26-30	26	42	—	1	69	23.0
31-35	35	23	2	—	60	20.0
36-40	30	46	—	—	76	25.3
41-45	19	21	—	4	44	14.8
46-50	9	13	—	—	22	7.3
51 歳以上	1	1	1	—	3	1.0
合 計	130	161	3	6	300	—
比率 (%)	43	54	1	2	—	100

出典：前掲「銚後女子勤労要員制度」、57 頁より作成。

その内、板橋区と王子区が 97%を占めている。勤労要員の資格は 14 歳から 45 歳<sup>53</sup>、又は 50 歳まで<sup>54</sup>であるが、17 歳以下から 51 歳以上まで幅広い年齢から採用し、特に 20 代後半から 40 代前半までが全体の 80.6%を占めている。また採用条件から外れている 51 歳以上も目立つてい

る。

表4-3は勤労要員の前職及び学力を調査したものである。勤労要員は尋卒67%、高小卒29%、合わせて96%が教育を受けている。高女卒のような中等教育を受けている要員もあり、特に産婆学校のような専門教育を受けている要員があるのも目につく。前職においては、78%が無経験で、残り22%が内職や工場生活など仕事の経験を持っている。どの会社の銃後女子勤労要員かは不明であるが、1940年12月3日の『読売新聞』では「遺憾ながら募集に應へたのは、深窓の女性ではなく、内職階級の主婦たちがその全部といふ結果をみた」<sup>55</sup>という記事があるが、上記の結果では78%が無経験者であることは、労働力開拓という意味では成果を上げていた。

表4-3 勤労要員の前職及び学力

前職	尋卒	高小卒	高女卒	産婆学校卒	合計	率
内職	21	5	—	—	26	9.0
工場生活	16	2	1	—	19	6.0
事務員	—	2	—	—	2	0.7
商業	5	—	—	—	5	2.0
農業	1	—	—	—	1	0.3
産婆看護婦	—	1	—	—	1	0.3
無経験	152	72	9	1	234	78.0
電話交換手	—	2	—	—	2	0.7
裁縫仕立物	6	3	1	—	10	3.0
合計	201	87	11	1	300	100
比率	67	29	3.7	0.3	100	—

出典：前掲「銃後女子勤労要員制度」、57頁より作成。

しかし、どのような理由かは不明であるが、1942年7月の時点で日本化工株式会社で働く女子勤労要員は300人に減少し、そのうち70人が子どもを工場託児所に預けている<sup>56</sup>。最初から

2ヶ月という短期採用ということもあり、彼女等は「種々な家事上の都合により欠勤率、移動率多」かつたので、これも減少要因の一つとして推察できる<sup>57</sup>。また、ここで注目すべきことは、勤労要員の1日5時間制（休憩時間30分を含む）<sup>58</sup>で日給60銭という賃金である。しかも、子どもが何人であっても無料で利用できる工場託児所は仕事選択の大きな利点として作用していた。

### 3. 東京市板橋区板橋方面館における託児母の状況

東京市厚生局児童課は1939年3月1日から同31日まで、東京市各方面館28ヶ所に受託されていた託児2,279名、母親2,175名の就業状況を調査した。1921年に定められた東京市託児保育規程（1921年5月28日告示第79号）<sup>59</sup>の第1条によると「方面館又ハ方面事務所ニ於テ受託スヘキ託児ハ本市居住要保護世帯ノ学齢未満ノ幼児及生後六月以上ノ乳児トス」とあり、託児対象は要保護世帯の学齢未満に限られている。銃後女子勤労要員制度は1940年3月から始まるので、この時点までには勤労要員も彼女らの子どもを対象とする日本化工託児所もまだ存在していない。

本節では、この調査を中心に、子どもを抱えていた日本化工株式会社の女性労働者（女工）が工場附近の板橋区板橋方面館を利用していた実態をみることで、彼女たちの家庭や育児がどのような状況に置かれていたのかを検討する。もちろん、板橋区板橋方面館を利用して75世帯すべてが日本化工株式会社の女性労働者とはいえないが、これを通して当時の板橋方面館附近の工場で働いていた女性労働者の状況をうかがうことができると思う。

表5-1 板橋方面館の世帯構成状態

館所 名	調査 世帯数	夫の有無		世帯員数					疊数		
		有	無	家族数	1世 帯當	7歳以 下	13歳以 下	14歳以 上	平 均	最 大	最 少
板橋 方面 館	75 (100.0%)	67 (89.0%)	8 (11.0%)	304 (100.0%)	4.05	148 (48.7%)	105 (34.5%)	51 (16.8%)	7.8	13.5	3

東京 市計	2,175 (100.0%)	1,808 (82.0%)	367 (18.0%)	9,401 (100.0%)	4.32 —	3,713 (39.5%)	2,681 (28.5%)	3,007 (32.0%)	7.81 —	16.5 —	3.1 —
----------	-------------------	------------------	----------------	-------------------	-----------	------------------	------------------	------------------	-----------	-----------	----------

出典：山田良太郎「東京市方面館受託児の「母の調査」に就て」『社会事業』第24巻2号、中央社会事業協会社会事業研究所、1940年2月、63—64頁より作成。

表5-1は板橋方面館を利用している母親労働者の世帯構成状態をあらわしている。75世帯が約7.8畳のスペースに平均5人家族という割合で構成されており、そのうち学齢以前の48.7%と13歳以下の34.5%を合わせると、83.2%が母親による世話を必要な年齢である。東京市全体方面館の平均68%に比べると、非常に高い割合を占めていることがわかる。また、夫の有無の場合は、89%に当たる67世帯には夫があり、11%に当たる8世帯は夫不在の状況で、表4-1で見た日本化工株式会社の銃後女子勤労要員の87%と11%の結果と大きな差はない。

表5-2 板橋方面館の母親の年齢、健康、職業

館所名	調査 世帯数	母の年齢			母の健康		職業の有無	
		平均	最大	最少	健康	病気(病身)	有	無
板橋 方面館	75 (100%)	37.5	54	21	66 (88%)	9 (12%)	51 (68%)	24 (32%)
東京市 計	2,175 (100%)	35.7	53	23	1,888 (86%)	287 (14%)	1,876 (86%)	299 (14%)

出典：前掲「東京市方面館受託児の「母の調査」に就て」、65頁より作成。

表5-2からも見られるように、東京市方面館全体の母親の年齢は23歳から53歳までで、平均35.7歳である。母親の健康状態も86%が健康で、この数値は板橋方面館に比べても大きな差はない。しかし、職業のない母親が32%で平均の14%に比べて高いことが目立つ。その具体的な理由は不明であるが、表5-1のように子どもの83.2%が母親の世話を必要な年齢であること、また平均に比べ夫をもつ女性の割合が少し高いことも理由として挙げられると思われる。表5-3と5-4は就労状態にある母親1,866人を宅内就労977人と宅外就労889人に分けて調査した結果である。

東京市方面館 28 ヶ所のうち 977 人が宅内就労者で、各方面館では平均 34.9 人が宅内就労状態である。しかし、板橋方面館は就労者 51 人のうち、13.7%に当たる 7 人だけが宅内就労者で東京市方面館全体の平均に比べてかなり低い。収入は東京市平均 7 円 58 銭に比べ 6 円 7 銭で少し低い。それでは宅外就労についてはどうだったのか。

表 5-3 板橋方面館の母親の就労状態（宅内）

館所名	就労者数	時間			一月の就労日数			収入(円)		
		平均	最大	最少	平均	最大	最少	平均	最大	最少
板橋方面館	7	7.00	12	2	20.71	30	3	6.07	15.00	1.50
東京市平均	34.9	6.85	—	—	22.25	—	—	7.58	29.04	2.10

出典：前掲「東京市方面館受託児の「母の調査」に就て」、66—67 頁より作成。

表 5-4 板橋方面館の母親の就労状態（宅外）

館所名	就労者数 (人)	留守時間			1 ヶ月間就労日数			1 ヶ月間の収入(円)		
		平均	最大	最少	平均	最大	最少	平均	最大	最少
板橋方面館	41	10.0	12.5	5.0	14.7	25.0	1.0	9.8	30.0	0.7
東京市平均	31.7	9.5	—	—	21.8	—	—	15.8	39.9	4.4

(備考) 単位は四捨五入した。

出典：山田良太郎「東京市方面館受託児の「母の調査」に就て」、67—68 頁より作成。

東京市方面館 28 ヶ所のうち、889 人が宅外就労者で、平均 31.7 人が各方面館で宅外就労状態にあるが、板橋方面館は東京市方面館全体の平均に比べ約 10 人多い 41 人が宅外就労者である。これは、板橋方面館があった地区が日本化工株式会社のように、当時新興工場地帯であって宅外就労の機会が他の地域より高く、労働参入が容易であったことも見逃してはならない。しかし、就労日数と収入が東京市平均に比べ約 7 割と低い。これは、表 5-1 にみられるように、母親の世話が必要な年齢の子どもが 83.2% にのぼることとも関係があり、移動や欠勤が多い結果でもあった。

表 5-5 板橋方面館の世帯収入と扶助の有無

館所名	公私扶助の有無(世帯)		世帯収入(円)		
	有	無	平均	最多	最少
板橋方面館	7 (9%)	68 (91%)	35.2	60	4
東京市平均	25	55	42.0	79	3
東京市計	707 (32%)	1,468 (68%)			

(備考) 単位は四捨五入した。

出典：前掲「東京市方面館受託児の「母の調査」に就て」、67—68 頁より作成。

表 5-5 は板橋方面館の世帯収入と扶助の有無をあらわしたものである。東京市全体方面館の調査対象 2,175 世帯のうち、32%に該当する 707 世帯は公私扶助を受けている。公私扶助とは、救護法、母子保護法や東京市救護規定による救護などの公的扶助と、親戚などの私的な関係からの扶助のことである。板橋方面館は調査対象 75 世帯のうち、9%の 7 世帯だけが公私扶助を受けているが、世帯収入は東京市の平均 42 円より低い 35 円 2 銭である。しかし、42 円という世帯収入が東京市「要扶掖者認定標準の第二種に属するも、殆んど第一種の自活不能の状態に近い」収入であることを考えると、その家庭生活がどのような状態であるか想像できる<sup>60</sup>。

表 5-6 板橋方面館の家庭における子守の有無と遊び場所

館所名	子守		託児所に行かない日の遊び場所、平日登所前・帰宅後の遊び場所						
	有	無	家の中	道路	空地	自宅の近所	公園	職場(母)	其の他
板橋	75	—	13	8	25	—	—	—	—
東京市計	1,941	234	858	329	65	1,057	137	6	9
百分比	89	11	34	13	2	43	6	1	1

出典：前掲「東京市方面館受託児の「母の調査」に就て」、68、69 頁より作成。

表 5-6 から見られるように、母親の留守時間に母親に代わって子どもの面倒を見る子守は、調査対象 2,175 世帯のうち 89%に当たる 1,941 世帯がもち、特に板橋方面館の場合は 75 世帯すべてが子守をもつ。また、託児所に行かない時の子どもの遊び場所は東京市平均では自宅の近所が一番多く、次は家の中と道路の順であるが、板橋方面館の場合は空地の次に家の中、そして道路の順である。自宅の近所や公園などの欄に数字がないので、もともと子どもの遊び場所がないかは不明ではあるが、遊び場所の数字がいかにも少ないことが目に付く。

表 5-1 から 5-6 までの調査結果を整理すると板橋方面館の母親労働者は、①母親の世話が必要な年齢の子どもが 83.2%で、東京市全体方面館の平均 68%に比べると高い割合を占めており、②職業のない母親が 32%で平均の 14%に比べて高い、③宅内就労者が 7 人のみ、1 日平均 7 時間労働、1 ヶ月で 6 円 7 錢の収入で、東京市方面館全体の平均に比べて宅内就労の割合がかなり低く、④に対して宅外就労者は東京市方面館全体の平均 31 人に比べて 10 人が多い 41 人であるが、1 ヶ月の就労日数は平均の 7 割であり、⑤9%に当たる 7 世帯だけが公私扶助を受けているが、世帯収入は東京市の平均 42 円より低い 35 円 2 錢で自活不能の状態であり、⑥75 世帯すべてが子守をもっていることがわかる。日本化工株式会社の工場で働いていた女性労働者を含む板橋方面館の母親労働者は、職業がないものもあるが、東京市全体方面館平均より低い収入で世話が必要な子どもを抱えながらも、宅内よりも宅外就労が多く、子守をもっていることがわかる。

1935 年の東京市役所の 5,633 世帯を対象にした内職に関する調査では「1 日平均 27 錢、1 ヶ月 6 円 73 錢の工賃を獲得するために、1 日平均 7 時間 9 分の労働に従事する内職者の 95%が女子であること、これらの内職収入は月収総額の約 20%をしめている点からみると、内職による収入は生計費を補う部分である」という結果が出た。さらに 1935 年の名古屋市による「内職に関する調査」、1939 年の大坂市社会部による「内職調査」においても「身の廻品、玩具、日用雑貨、文房運動具、製版印刷製本、美術手芸、食料品、医療薬品、化学工業その他の内職に従事する労働者家族の妻、母の姿」が大多数を占めていた。内職賃金は日中戦争前の 1935 年の時点と戦争中である 1939 年の時点を比べてもあまり大きな差はない。1937 年に日中戦争が勃発して激化するにつれ、軍需インフレによる労働力争奪が深刻になり、熟練工に対する賃上げが問題となって政府は 1939 年 9 月 18 日賃金統制令を公布する。

これらの背景には、労働者の名目賃金と実質賃金に格差が生じたことがあった。日中戦争以

後の戦争インフレによる物価の高騰によって生計費指数が著しく上昇し、実質賃金が下落したのだ。1931年から1945年までの工場労働者の実質賃金の推移をみると、1934年から1936年を100とすると、1940年には81.9、1942年には65.9をへて、ついに1945年には41.2という数値にいたっている<sup>61</sup>。板橋方面館を利用していた女性労働者は、物価高騰により内職でもやらないと、生活の営みが出来ないほど、大変な状況であったことが推測できる。

板橋方面館を利用した日本化工の母親労働者（女工）と銚後女子勤労要員にどのような差があったのかをみると、表5-4のように、板橋方面館の女工が1日10時間の宅外就労で1ヶ月間14.7日就労すると、1ヶ月の収入は9円80銭である。これは1日10時間を工場で働いても日給66.5銭という計算となる。しかし、銚後女子勤労要員が1日5時間60銭制で14.7日働くと8円82銭となる。もちろん、女工は夜勤のような時間外の勤務による手当があつて給料が上がるが、女工と勤労要員には賃金と保育における歴然とした差があった。

#### おわりに

銚後女子勤労要員制度からもみられるように、政府が既婚の女性労働力、特に家庭主婦を動員するため工場附属託児所を設置したことは事実であった。その結果は共同保育という保育の社会化につながり、東京市は工場託児所に止まらず、1943年には東京市全体を対象とする戦時託児所を推進している。しかし、工場附属託児所が育児への要求を全うしたのかという点では疑問が残る。保姆の見る限りでは、工場託児所は人的・物的においても不備な点が多くあったが、そこを利用する勤労要員の女性の立場では、子どもを「工場の託児所へ連れて来る様になつてからお八つの時間、食事時間が定つてゐるので非常によい」「附属の託児場へ連れて来てから我儘でなくなつた。団体訓練が出来るので自然に悪い癖がためられる」と託児所利用後の子どもの変化を述べている。しかし、「託児場の設備を完全にして欲しい」という指摘もあった<sup>62</sup>。

女性の仕事に対する夫の意見を聞くと、「始めは働く事はとても反対しましたが（子供を預けるため）今では子供も前より丈夫になりましたので相互に職域奉公だ等申してみます」「私の仕事が国家に必要な仕事であると知つて無視しなくなりました」という男性の認識の変化も見られる。それは女性による家庭領域の家事と育児が前提になる上での変化であった<sup>63</sup>。

日本初の試みであった勤労要員制度に対し、政府は「労務の不足を克服するとともに、女子に対する労務管理の改善を促す為の基礎的役割を果す新たな労働力の開拓として期待した<sup>64</sup>。

しかし、その結果は、女工との待遇の差を生み出していたのだ。1943年東京市には37工場に約2,500人の銃後女子勤労要員が勤めていた<sup>65</sup>。これは政府の期待に沿わない結果である。その理由について、勤労要員制度施行1年後である1941年3月、「未だ余他の工場に実施を見ないのは、かゝる制度が未だ一般に認識せられないことや、敷地の余裕が無い事や、建物資材の入手が難等の理由」によるとある<sup>66</sup>。同制度の施行3年後である1943年2月に警視庁労政課池田きみ枝は「配給品の不円滑から八百屋の行列買ひなどがあつた頃には、欠勤が多く希望者も減りましたが、最近はまたヤゝ勢をもり返してゐます。たゞ日給六十銭は少ゝ安いので通勤費のいらぬ工場附近の主婦に限られることと、最近は内職でもそれ以上の収入が得られるので希望者が減少するうれひがあります。」と勤労要員採用の難しさを述べている<sup>67</sup>。

このように銃後女子勤労要員制度が家庭主婦を対象に労働力を開拓した点ではそれなりの意義があると思う。しかし戦局が激しくなるにつれ、強化される配給制度や物価高騰による生活の大変さとともに欠勤の多さ、また女性に家事と育児を全うすることを優先にする夫の認識は、託児所が設置されていたとしても、勤労要員制度が子持ちの女性のニーズとは合わない、現実的ではない制度であったことを語ってくれる。さらに政府は非常時局の下、女性に労働「作業と家事との一致を図」<sup>68</sup>るように指導し、2ヶ月間1日5時間という短期短時間労働制という採用条件を掲げ、既婚の女性労働力を動員しようとするが、これこそ2ヶ月後、仕事をやめることができるという仕事に対する心構えを女性に与え、最初から離職を高める原因を提供していると判断される。

<sup>1</sup> 「愛児を抱いて母さん朗笑 きょう勤労母性慰安会」『朝日新聞』1940年5月18日、「家庭から軍需工場へ 子持の主婦まで働く銃後女子勤労要員 私たちはかく感じました」『朝日新聞』1940年10月9日、「女子職業案内（5）／銃後勤労要員」『朝日新聞』1941年8月11日、「銃後女子勤労要員 家庭の閑暇を利用 生産第一線に働く主婦達」『朝日新聞』1943年2月12日。

<sup>2</sup> 日本社会事業協会社会事業研究所編『日本社会事業年鑑 昭和22年版』1948年8月、110頁。

<sup>3</sup> 「保姆300名養成」『朝日新聞』1937年7月3日、「託児施設を充実 大量の保育婦養成」『朝日新聞』1939年8月10日、「学歴なき遺族を託児所の保母に 指導の親は愛育会」『朝日新聞』1940年1月7日、「姉妹宛らの遺族達 手を携えて保姆講習」『朝日新聞』1940年3月14日、「女子職業案内（11）／保姆」『朝日新聞』1941年8月18日。

<sup>4</sup> 堀サチ子「十五年戦争における女子労働政策と既婚女子労働者」東京歴史科学研究会婦人運動史部会編『女と戦争—戦争は女の生活をどう変えたか』昭和出版、1991年。

<sup>5</sup> 矢治夕起「昭和戦中期に戦時託児所について—幼稚園から戦時託児所への転換事例—①」淑徳短期大学研究紀要第53号、2014年2月、「昭和戦中期に戦時託児所について—幼稚園から戦時託児所への転換事例

—②」淑徳短期大学研究紀要第 54 号、2015 年 2 月。浅野俊和は、戦時下保育運動における保育項目である遊戯、唱歌、観察、談話、手技に関して、「保育問題研究会」が行った観察を中心に、戦時下の保育施設における科学教育のあり方を保育研究運動の立場から研究している。浅野俊和「戦時下保育運動における保育項目「観察」研究 —「保育問題研究会」を中心に』『中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究紀要』第 9 号、2008 年 3 月、1–10 頁。

<sup>6</sup> 職業紹介法改正法案が 1938 年 4 月 1 日法律公布、同年 7 月 1 日から施行され、職業紹介所は国営となり、1941 年 1 月 31 日には国民職業指導所に、1944 年 3 月 1 日には国民勤労動員署に変わった。布施晶子は「東京の職業指導所は女子勤労要員の制度のなかに、託児所等の設置の必要をもりこみ、一九四〇年段階で四〇ヵ所（東京）の工場が、託児所をもうけて家庭の主婦を動員している。」と述べているが、これに関する詳しい調査や研究はなされていない。布施晶子「戦前の労働者家族の状態(上)——既婚の婦人の就業を中心」『歴史評論』No.348、1979 年 4 月、87 頁。

<sup>7</sup> 本稿では既婚の女性労働者を区分するため、資料にある「女工」という呼び方をそのまま使うこととする。

<sup>8</sup> 中央社会事業協会社会事業研究所・恩賜財団愛育会愛育研究所『本邦保育施設に関する調査』1943 年 3 月、1 頁。

<sup>9</sup> 銃後女子勤労要員実施要領は、東京国民職業紹介所が銃後女子勤労要員を募集するために 1940 年 3 月に採用された女子短時間就業制の実施要領を指す。

<sup>10</sup> 前掲『本邦保育施設に関する調査』、558 頁。

<sup>11</sup> 「日本化工焼く」『朝日新聞』1938 年 10 月 24 日。

<sup>12</sup> 前掲『本邦保育施設に関する調査』、559 頁。

<sup>13</sup> 山田辨信「銃後女子勤労要員制度」『社会事業』第 25 卷 5 号、中央社会事業協会、1941 年 5 月、59 頁。

<sup>14</sup> 前掲『本邦保育施設に関する調査』、563 頁。

<sup>15</sup> 同上、564 頁。

<sup>16</sup> 同上、562 頁。

<sup>17</sup> 同上、562 頁。

<sup>18</sup> 同上、563 頁。

<sup>19</sup> 同上、564 頁。

<sup>20</sup> 谷野せつ「事変化に於ける工場婦人の労務事情とその保護方策」『社会事業』第 23 卷 10 号、中央社会事業協会、1939 年 10 月、25 頁。

<sup>21</sup> 前掲『本邦保育施設に関する調査』、564 頁。

<sup>22</sup> 同上、562 頁。

<sup>23</sup> 同上、565 頁。

<sup>24</sup> 板橋方面館は、東京市社会局保護課児童掛（1938 年厚生省発足からは、厚生局児童課）の所管の下、東京市板橋区に所在した。

<sup>25</sup> 前掲『本邦保育施設に関する調査』、565 頁。

<sup>26</sup> 前掲「事変化に於ける工場婦人の労務事情とその保護方策」、21 頁。

<sup>27</sup> 同上、21 頁。

<sup>28</sup> 『国家総動員法』第 11 条を根拠にしている「会社経理統制令」（勅令第 680 号）は、1940 年 10 月 1 日総動員審議会の決定を経て、同年 10 月 19 日公布され、翌年 10 月 20 日から施行される。

- <sup>29</sup> 宮尾武男「銃後女子勤労要員制度の示唆」『社会事業』第25巻5号、中央社会事業協会、1941年5月、14頁。
- <sup>30</sup> 前掲「事変化に於ける工場婦人の労務事情と其の保護方策」、22頁。
- <sup>31</sup> 同上、23頁。
- <sup>32</sup> 同上、23、24頁。
- <sup>33</sup> 前掲「銃後女子勤労要員制度の示唆」、12頁。
- <sup>34</sup> 「地方職業事情——家庭婦人の銃後勤労奉公運動について」『職業時報』第3巻3号、厚生省職業部内財団法人職業協会、1940年3月、56頁。
- <sup>35</sup> 同上、57頁。
- <sup>36</sup> 前掲「銃後女子勤労要員制度」、54頁。
- <sup>37</sup> 同上、54頁。
- <sup>38</sup> 同上、62頁。
- <sup>39</sup> 同上、62頁。
- <sup>40</sup> 前掲「地方職業事情——家庭婦人の銃後勤労奉公運動について」、59頁。
- <sup>41</sup> 前掲「銃後女子勤労要員制度」、55頁。
- <sup>42</sup> 同上、55—56頁。
- <sup>43</sup> 同上、62頁。
- <sup>44</sup> 日本化工株式会社は戦時期、防毒マスク製造工場で業界第一の会社であったが、敗戦と同時に業種を切りかえて日化ペニシリソを製造するが、1953年、防毒マスク・ナバーム弾の製造にからむ3億円の不渡手形濫発ならび十数億円を上回る取込み詐欺事件が発覚し、家宅捜索が行われている。「軍需資材で約十億円?」『夕刊読売新聞』1953年7月27日、「日本化工事務室など家宅捜索」『夕刊読売新聞』1953年8月24日。
- <sup>45</sup> 「出勤率も上々」『読売新聞』1940年12月3日。
- <sup>46</sup> 問題点を指摘している人は、産業報国会の四人の女性として谷野節子、赤松常子、渡邊松子、大島美代である「主婦も娘も進んで働く」『朝日新聞』1941年4月24日。
- <sup>47</sup> 同上、1941年4月24日。
- <sup>48</sup> 同上、1941年4月24日。
- <sup>49</sup> 第九條 工場主ハ四週日以内ニ出産スルコトアルヘキ者休業ヲ求メタルトキハ其ノ者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス 工業主ハ産後六週日ヲ経過せサル者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス但シ産後四週日ヲ経過シタル者就業セムコトを求メタル場合ニ於テ醫師ノ支障ナシト認メタル業務ニ就カスムルコトヲ妨ケス、『工場法施行規則』『工場法規』境川文庫、1926年8月、39—40頁。
- <sup>50</sup> 第九條ノ二 生後満一年ニ達セサル生兒ヲ哺育スル女子ハ就業時間中ニ於テ一日二回各三十分以内ヲ限り其ノ生兒ヲ哺育スヘキ時間ヲ求ルコトヲ得此ノ場合ニ於テ工業主ハ哺育時間中其ノ女子ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス、同上、40頁。
- <sup>51</sup> 『労務時報』第118号 1941年5月29日、鈴木裕子編『日本女性運動資料集成第6巻—15年戦争と女性運動者・無産婦人運動』635—636頁。
- <sup>52</sup> 山田辨信は「銃後女子勤労要員制度」で、「最も良好な成績を挙げてゐるN工場」と説明するが、表3「勤労要員の就業一覧」のように、日本化工株式会社は最も多い人数の勤労要員が就労しており、採用された勤労要員の住所と取扱職業紹介所名が西巣鴨出張所であること、また日本化工株式会社のイニシャル

が N 工場であることを考えると、N 工場とは日本化工株式会社を指していることが分かる。前掲「銚後女子勤労要員制度」、56 頁。

<sup>53</sup> 山田辨信は雛形では勤労要員参加資格を「女子満十四歳より四十五歳迄」と述べている、同上、55 頁。

<sup>54</sup> 宮尾武男は勤労要員参加資格を「十四歳より五十歳迄の女子」と述べている、前掲「銚後女子勤労要員制度の示唆」、12 頁。

<sup>55</sup> 「出勤率も上々」『読売新聞』1940 年 12 月 3 日。

<sup>56</sup> 前掲『本邦保育施設に関する調査』、561 頁。

<sup>57</sup> 同上、564 頁。

<sup>58</sup> 前掲「地方職業事情——家庭婦人の銚後勤労奉公運動について」、57 頁。

<sup>59</sup> 東京市託児保育規程第 1 条、山田良太郎「東京市方面館受託児の「母の調査」に就て」『社会事業』第 24 卷 2 号、中央社会事業協会社会事業研究所、1940 年 2 月、62 頁。

<sup>60</sup> 同上、66—67 頁。

<sup>61</sup> 布施晶子「戦前の労働者家族の状態(上)——既婚の婦人の就業を中心に」『歴史評論』No.348、1979 年 4 月、85 頁。

<sup>62</sup> 前掲「銚後女子勤労要員制度」、60—61 頁。

<sup>63</sup> 前掲「銚後女子勤労要員制度の示唆」、16 頁。

<sup>64</sup> 前掲「銚後女子勤労要員制度」、63 頁。

<sup>65</sup> 「家庭の閑暇を利用——生産第一線に働く主婦達」『朝日新聞』1943 年 2 月 12 日。

<sup>66</sup> 前掲「銚後女子勤労要員制度」、63 頁。

<sup>67</sup> 「家庭の閑暇を利用——生産第一線に働く主婦達」、1943 年 2 月 12 日。

<sup>68</sup> 前掲「銚後女子勤労要員制度」、62 頁。

## **Women's Factory Labor and Childcare in Wartime Japan**

**Kyung-ok KIM**

Japan has a problem of labor shortage caused by declining birthrate and aging population. The labor shortage is not the first in Japan's history. It happened during the wartime too. This will provide a clue for what problems should be solved prior to the social advance of the women.

During the wartime period in Japan, there were two types of female factory laborers: women of labor service and general factory girls. This research analyzes how these two groups who worked at the same factory received different treatments in respect to childcare during the Asia-Pacific War (1937-1945). Previous studies have merely argued that there were suppression and discrimination between Japanese women and colonized women. However, to analyze women's labor and childcare through factory nurseries in wartime has not yet become a subject of research.

By examining *the honpou hoikusisetsuni kansuru kenkyu* issued by the Central Association of Social Work in 1943, I argue that there were differences that could not transcend the boundaries between these two groups in terms of women's factory labor and childcare, even though they all were Japanese women in the total war system period. The factory girls who worked for long hours every day could not leave their children in the factory nursery. The factory did not build the nursery for them because to maintain the nursery system costs a great deal to the factory owners. However, the women of labor service who worked for five hours a day could leave their children in the nursery because the labor management forced the factory to set up a nursery for them.